

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、住産業を通じて社会に貢献することを使命として、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益を尊重し、協働して企業価値の向上に努めます。
そのために、経営の透明性を確保し、タイムリーかつ適切な情報開示を行うとともに、双方向での意思疎通を図ります。
少数の取締役によるスピーディーな意思決定と業務執行を行うとともに、取締役会の機能充実により意思決定の公正性を確保し、迅速で競争力のある企業経営を行います。さらに監査役会ならびに内部監査部門の強化と内部統制システムの充実に、経営の健全性を確保します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 木村管材	4,254,327	28.02
キムラ取引先持株会	1,784,500	11.75
有限会社 カネキ	1,014,800	6.68
株式会社 北海道銀行	734,208	4.83
木村勇介	697,468	4.59
木村勇市	646,831	4.26
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	455,000	2.99
株式会社 北洋銀行	386,100	2.54
木村リサ	250,860	1.65
飯島奈美	244,860	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
朝日田 雄人	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
朝日田 雄人	○	——	他企業の代表取締役として豊富な経験と企業経営に関する見識により当社の経営について客観的かつ適切なアドバイスが期待できるため、社外取締役として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

月次決算往査時において、会計上の監査のみならず、業務の執行状況や取締役会の内容、内部監査の実施状況等について情報交換しております。また、監査役と監査室が連携の上、年度監査計画を策定し、監査結果についても都度検証を行い、問題点の抽出及びその改善策の策定を行っており、改善状況をチェックするためにも事後フォローを連携しながら行うことで、業務の効率性、妥当性を検証する体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤井典雄	他の会社の出身者													
斉藤博之	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井典雄		_____	前職、他企業の代表取締役としての経験と見識を有しており、社外監査役として客観的、中立的な立場から当社経営を監視・監督するに適任と判断しております。
斉藤博之		_____	他企業の代表取締役としての経験と見識を有しており、社外監査役として客観的、中立的な立場から当社経営を監視・監督するに適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

「独立役員確保の状況」

平成27年6月26日開催の取締役会において、業務執行者ではなく、一般株主と利益相反に該当する事項がないことから選任いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状、取締役の役割に対する対価は役員報酬という考えですが、経営における監督と執行という役割の見直し、貢献度合いによる報酬体系の見直しを引き続き検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬については、各々その総額について開示しております。

・役員報酬

取締役を支払った報酬 65,550 千円

監査役を支払った報酬 6,210 千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会及び取締役会の開催にあたり、規程に則した招集手続きを行い、事前に資料の配布し、管理部長が概要説明を行う体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・毎月1回、定例の取締役会を開催し、業務の執行が経営理念に則したもので、効率性及び適正性が確保されているかの検証を行うとともに、経営の基本方針の立案及びその執行方針の策定を行っております。
- ・取締役会等の経営の重要事項を決定する会議には、監査役も出席して意思決定の過程について監督するとともに、必要に応じて 助言・勧告を行っております。
- ・当社は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち社外監査役2名を選任しております。
- ・コーポレートガバナンスの取り組みとして、平成27年6月26日開催の取締役会において独立役員1名を指定しております。
- ・社長直轄の内部監査室(人員1名)を設置し、内部監査規程に従い計画的に内部監査を実施しており、監査役会及び会計監査人と連携を図り、内部監査を実施しております。
- ・会計監査業務については、新日本有限責任監査法人に委託しております。

《業務を執行した公認会計士の氏名》

指定有限責任社員 篠河清彦

指定有限責任社員 石若保志

- ・内部監査については、主に業務プロセスにおける妥当性、効率性、適法性を検証して指導・改善に努めております。これからも、より一層内部統制システムが有効に機能しているかの検証を強化していく方針です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用し、監査役4名の内、常勤監査役1名、非常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、社外監査役による監査を実施していることから、経営の監視機能は十分に機能する体制が整っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公表。	
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料を掲載するとともに、第2四半期決算及び年度決算に関する説明補足資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 常務取締役経営企画室長 新榮功明 IR事務連絡責任者 管理部総務人事課長 鈴木茂男	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方

1. 取締役及びおよび使用人の職務の執行が法令及びおよび定款に適合することを確保するための体制

- (1)「コンプライアンス規程」「役員服務規律規程」「役員規程」等の社内規則を制定し、取締役及びおよび使用人はこれを遵守する。
- (2)事業活動における法令・企業倫理・社内規則等の遵守を確保し、また改善するためコンプライアンス委員会を設置する。し、重要事項については定期的に取締役会に報告を行う。各部門にコンプライアンス管理者を置き、組織風土の維持・改善に努める。
- (3)コンプライアンスに関する相談や法令遵守上疑義のある行為について、使用人が直接通報を行う手段として「内部通報制度」を制定し、法令等に反する行為を早期に発見し、是正する。ことを目的として「内部通報制度」を設置する。
- (4)各組織から独立した監査室を設置し、監査役及びおよび監査法人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導並びにに改善を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保管保存及びおよび管理に関する体制

- (1)取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」「文書取扱規程」「内部情報及びおよび内部者取引管理規程」「コンプライアンス規程」に従い、その保存媒体に応じて十分な注意をもって保存・管理に努めることとする。
- (2)取締役および監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役社長は、リスクカテゴリー毎にリスク管理担当役員を定め、適切な管理体制を構築・運営させることとする。とともに、定期的に管理体制を見直す。
- (2)リスクが具現化し、重大な損害損失の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会にて速やかに対処方法を明確にし、取締役社長は必要に応じて全社に指示・伝達することとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1)意思決定プロセスの簡素化等により、迅速な意思決定を図るとともに、経営の重要事項については、経営会議取締役および常勤監査役ならびに部長で構成する部長会にて十分討議したうえ、取締役会で意思決定することとする。
- (2)取締役会は中期経営計画に基づく年度計画の進捗度合いについて定期的に検証を行い、適切な対応策を講じることとする。
- (3)「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、経営の効率化を図るとともに、監査役並びにに監査室が連携のうえ有効性の検証を行うこととする。

5. 当社及びおよび子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)「関係会社管理規程」に従い、当社は子会社における業務の執行を定期的に把握するとともに、定例的な会議等を通じてその適法性・妥当性及び業務改善について指導する。
- (2)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 当社が定める「関係会社管理規程」に従い、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告を義務付ける。
 - イ. 当社および子会社の取締役が出席する関係会社連絡会議を定期的に開催し、職務の執行状況を把握する。
- (3)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、リスクカテゴリーごとに選任部署を決め、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- (4)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 子会社における迅速な意思決定を確保するとともに、当社に専任部署を設置し子会社の管理・指導を行う。
 - イ. 子会社においても当社と同様に中期経営計画に基づく方針管理を行うとともに、グループ全体での進捗状況を定期的に点検する。
- (5)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 子会社の取締役等および使用人は当社グループが定める「コンプライアンス規程」および子会社が定める「役員規程」等の社内規則を遵守する。
 - イ. 当社の監査役および内部監査部門は子会社の監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制事項

- (1)監査役の職務を補助するため、取締役の指揮命令には服さない使用人を1名以上置くことができる。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属する。

7. 監査役を補助すべき前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1)使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得たうえで取締役会において決定する。
- (2)当該使用人の人事考課は監査役会で定めた監査役が行う。

8. 監査役への報告に関する体制

- (1)取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を監査役に報告する。
- (2)当社グループの取締役及びおよび使用人は、当社もしくは子会社に著しい損害損失の恐れのある事実、またはこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告することとする。
- (3)監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役及びおよび使用人に報告を求めることが出来るものとする。
- (4)当社グループの取締役および使用人は、監査役が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及びおよび使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- (2) 代表取締役との意見交換を密にし、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及びおよび効果的な監査業務の遂行を図る。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス規程」等の社内規則にその対応を定め、組織全体で法律に則した毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との一切の関係を遮断排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、次の事項を基本方針として、反社会的勢力による被害の防止に取り組むこととしております。

- (1) 反社会的勢力による不当要求は、行動指針、社内諸規程、コンプライアンス・マニュアル等に明文化し、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- (3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- (4) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たない。また、不当要求は拒絶する。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を行わない。
- (7) 反社会的勢力への資金提供は行わない。
- (8) 自治体が制定する暴力団排除条例の遵守に努める。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 対応統括部署

反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署は管理部としております。管理部は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行い、必要に応じて、その結果を取締役会およびコンプライアンス委員会等に報告することとしております。

ロ. 行動指針の制定

当社グループにおけるコンプライアンス・マニュアルの遵守事項の中で、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を遮断し断固として対決する旨を明記し、これをイントラネットに掲載するとともに社内会議、社内教育または日常の活動を通じて役職員に周知および啓蒙し、「反社会的勢力対応マニュアル」の制定により反社会的勢力との関係遮断を実現することの重要性を役職員に強く認識させています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

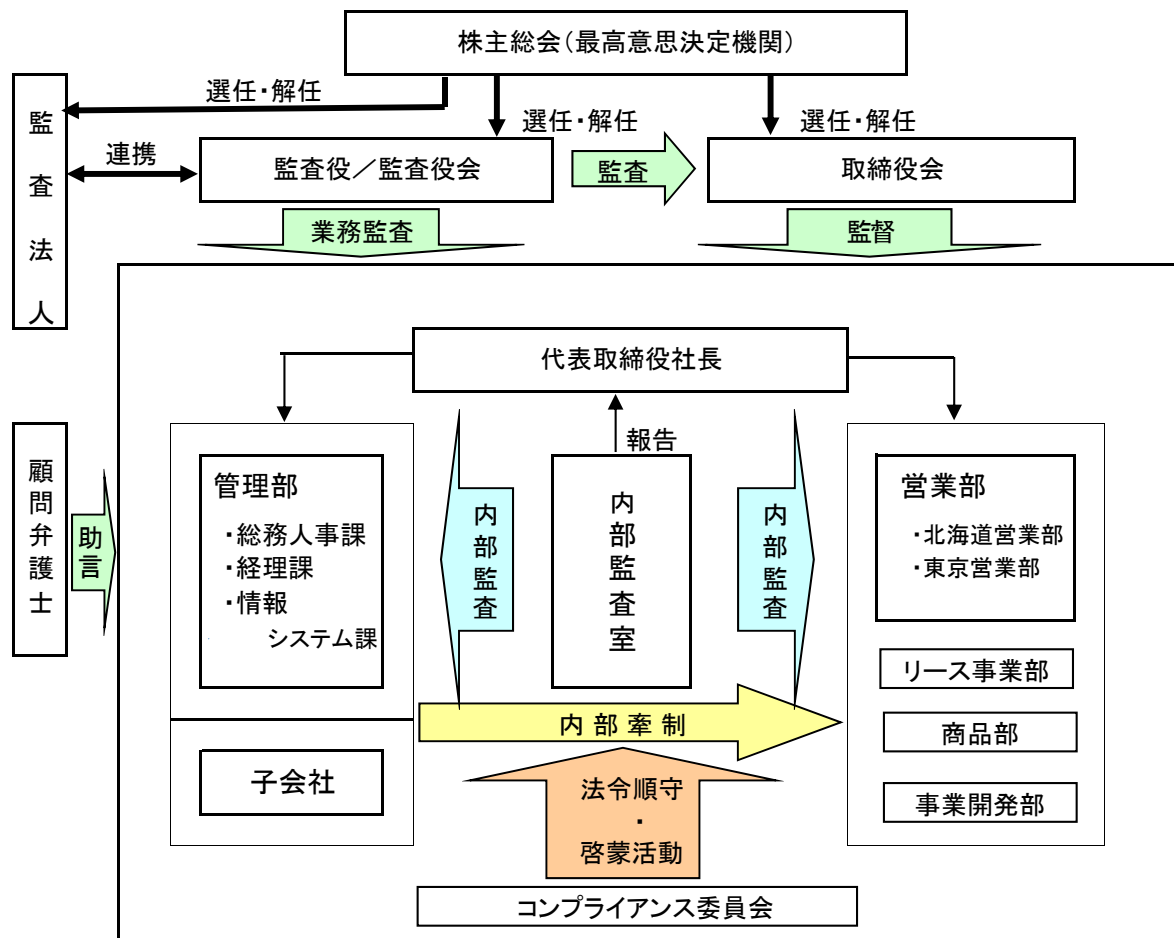
該当項目に関する補足説明

買収防衛策の導入はしていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

【 内部統制図 】



適時開示体制概要

1. 会社情報開示の基本的な考え方

当社グループ（当社および子会社）は、株主・投資家の皆様に当社グループをより深くご理解していただくことを目的として、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則にもとづく重要情報ならびに投資判断に影響を与えられる情報などについて、迅速、正確かつ公平なディスクロージャーを実行し継続することにより経営の透明性を高め、社会的存在としての企業の信頼性を追求します。

この基本方針を社内外に周知するとともに、自らのディスクロージャーを常に適正な基準、方法、体制で実行するために、「ディスクロージャー・ポリシー」を以下の通り定めております。

2. ディスクロージャー・ポリシー

当社グループを正しく理解していただくために有用な情報をご提供するためのディスクロージャーポリシーを以下のように定めます。

（１）情報開示の基本方針

当社では、東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報開示に努めることにより、株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本として迅速な情報提供に務めます。

（２）情報開示の基準

当社では、以下の会社情報を公表すべき重要情報と位置づけております。

- ・会社法、金融商品取引法、東京証券取引所適時開示規則等により開示することを要請されている情報。
- ・上記に該当しない投資家の投資判断に大きく影響を与えられる情報。

（３）情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）にて公開いたします。また、適時開示規則に該当しない情報についても、適時開示の趣旨を踏まえて積極的に公開してまいります。

公開した情報は、速やかに当社IRサイトにも掲載することとしております。

（４）沈黙期間

当社は、重要な会社情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するために原則として、決算期日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」としております。この期間中は決算に関する質問への回答や、関連する情報に関するコメントを差し控えることとしております。ただし、当該期間中であっても、投資家の皆様の投資判断に多大な影響を与えると判断する重要情報が発生した場合は、取引所の開示規則に従って情報を公表いたします。

(5) その他留意事項

当社が公表する業績等の見通しは、過去の実績や情報公開時点で入手可能な情報に基づき一定の条件で判断したものであり、これらの将来見通しには、様々な不確定要素が含まれており、実際の業績等はこれらの見通しとは異なることがあることをご承知おき下さい。

3. 情報開示体制

(1) 情報開示責任者および担当部門

情報管理責任者 : 経営企画室長
情報開示担当部門 : 経営企画室

(2) 適時開示に係る開示手続きとプロセス

① 決定事実に関する情報の取扱い

当社は、決定事実に該当する重要事項の決定機関は取締役会（毎月1回および必要に応じて随時開催、監査役も出席）が行います。重要事項を決定した場合、取締役会は情報管理責任者に対して開示の指示を行い、情報開示担当部門（経営企画室）が適時開示を行います。

② 発生事実に関する情報の取扱い

社内各部門（子会社を含む）の部門長は、適時開示規則の該当事実の発生を把握した時点で直ちに情報管理責任者に報告され、必要な情報・資料を収集し事実関係を把握した上で、社長と協議し、重要性の判断、適時開示規則に基づく開示要否の判断を行います。情報管理責任者は、社長の指示に基づき開示を行い、取締役会へ報告します。

③ 決算に関する情報の取扱い

1) 本決算

経営企画室では、会計データに基づく決算資料と定性情報ならびに翌期の業績予想に基づいて決算短信を作成します。経営企画室は、その内容について社内関連部門および監査法人のチェックを受けた後、決算短信を取締役に提出します。取締役会では、経営企画室長の説明をもとに審議し、決算短信の開示内容の適否を判断します。情報管理責任者は、取締役会の承認に基づき速やかに決算短信の開示を指示します。

2) 四半期決算

本決算と同一のプロセスで開示します。

3) 業績予想の修正について

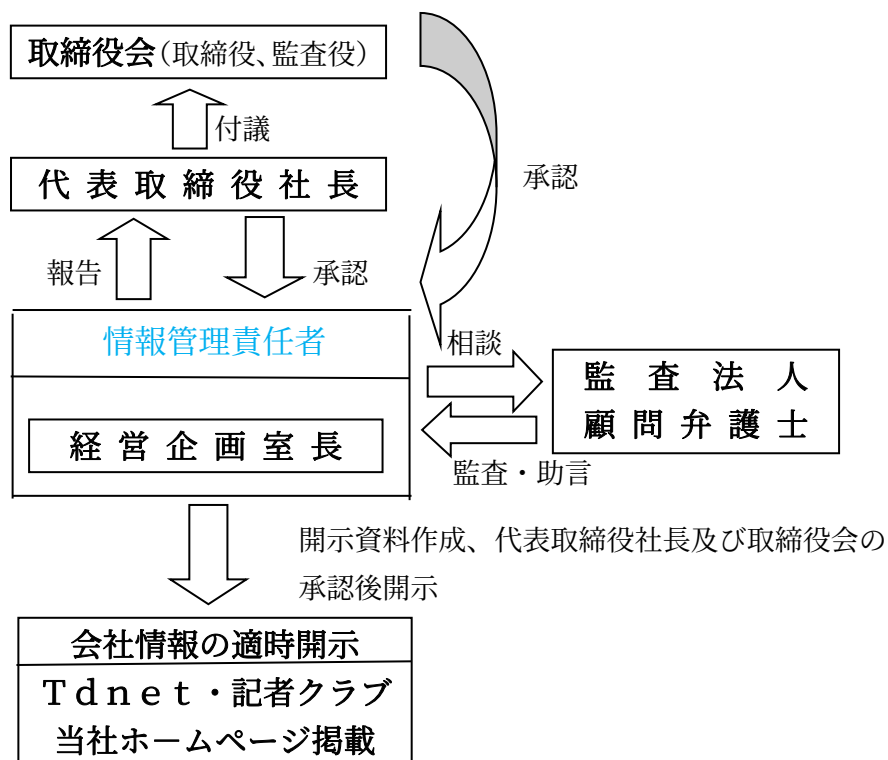
経営企画室長は、業績データならびに業績に関連する情報に基づく通期および四半期累計の業績見通しを月度で策定します。

経営企画室長は、その時点における業績見通しと公表した直近の業績予想との乖離が適時開示規則の軽微基準内か否か、軽微基準内であっても開示の必要性について検討し、取締役会に対して業績予想の修正に関する適時開示の要否を付議します。開示が必要と決定した場合、取締役会は情報管理責任者に開示の指示をします。

④ 適時開示規則の開示義務に該当しない会社情報に関しても、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼすと判断される情報についても適切な開示を行っています。

(3) 業務フロー

【決定事実および決算情報の開示業務プロセス】



【発生事実およびその他任意開示情報の開示業務プロセス】

